

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 足田 英司
 税理士 中 富 強
 税理士 風 間 慎一

税制改正大綱が発表されました

2018年度与党税制改正大綱を閣議決定しました。主な内容は次の3点です。

- (1) 所得税の給与所得控除等の見直し
- (2) 所得拡大促進税制を大企業向けに見直し。控除率の拡大、継続雇用者要件の範囲を限定化
- (3) 事業承継税制を拡充し、非上場株式の全株について

相続税を納税猶予する。

これをもとに政府は1月召集予定の通常国会に税制改正法案を提出し、今年度中の成立を目指します。

所得税改革は主に次のとおりです。

- ① 給与所得控除を年収850万円以下は一律10万円減らし、年収850万円超は控除額が195万円を上限とする。



1月の税務・労務

11月決算法人の確定申告	
5月決算法人の中間申告	1月中の
2, 5, 8月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	1月11日(水)
12月分納期限	
納期特例適用分(7~12月)	1月22日(月)
社会保険料・子ども子育て	1月31日(水)
拠出金(12月分)納付期限	
従業員等への源泉徴収票の	1月31日(水)
交付期限	
法定調書の提出期限	1月31日(水)
償却資産に関する申告期限	1月31日(水)
給与支払報告書の提出期限	1月31日(水)

1月の行事・業務案内

- 1(月) 元旦
- 4(木) 官庁御用始め
- 5(金) 当事務所年始業務開始
小寒
- 7(日) 七草
- 8(月) 成人の日
- 11(木) 鏡開き
- 17(水) H7 5:46 阪神大震災発生
- 20(土) 大寒
- 21(日) 冬土用入り
- 25(木) 初天神



所得拡大促進税制は、一定の要件(給与総額が2012年度比で3%以上増加など)を全て満たした場合に給与総額の増加分の10%を法人税額等から控除できる制度ですが、今回の改正で、支給額増率(対前年度比に変更)のほか、**大企業**は、国内への設備投資額が当期の

適用は2020年1月から。

- ② 公的年金等収入が1000万円を超える場合、控除額に上限195・5万円を設ける。また、公的年金等以外の所得が1000万円を超える場合、控除額を10万円、2000万円を超える場合は20万円引き下げる。
- ③ 基礎控除は一律10万円引き上げて48万円とする。
- ④ 所得が2400万円を超える高所得者は基礎控除を3段階で減らし、所得2500万円超はゼロになる。

新年の営業開始のご案内

新年は2018(平成30)年1月5日(金)から業務を開始します。本年もよろしくお祈りいたします。

今号の紙面

- 税制改正大綱が発表
- 1月の事務ごよみ
- 特別徴収税額通知書へのマイナンバーの記載がされなくなりました
- 固定資産税裁判で大阪市敗訴
- ダイレクト納付で複数口座登録可能に
- はずれ馬券も必要経費⇒最高裁で確定

Q&A 先代名義の土地を処分するには…

〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-1 7第5松葉ビル3階
 072(805)5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp チャットワークID:hikita

【株式会社京阪総合会計事務所】
 記帳代行・給与事務・経営コンサルタント・相続 他
<http://kskj.jp>

(提携・取次先)

- (生命保険) 大同生命、NN生命、ソニー生命 他
- (損保) ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
- (ビジネスソフト) ミロク情報サービス、弥生会計、Freee



減価償却費の90%以上という要件が加わり、これらを満たせば、支給総額増加分の15%が税額控除、さらに人材投資で一定基準を満たせば20%の税額控除が認められます。

中小企業は、設備投資要件はなく、1人当たり平均給与等支給額の前年度比は1・5%以上の要件のみで給与等支給総額の前年度比増加額の15%の税額控除が認められます。さらに人材投資では25%の税額控除が認められます。

事業承継税制は、非上場株式を経営者から後継者が引き継ぐ場合の相続税が全額猶予されることとなります。詳しくは次号で説明します。

1月の事務二よみ

●年末調整の仕上げ

1月は年末調整の仕上げとして、次のような源泉徴収事務を行います。

- ① 1月の納付税額は、年末調整による過不足額を精算した後の金額になります。
- ② 従業員等から各種控除に必要な書類が未提出のまま、年末調整を見込み計算した場合は、未提出証明書類の提出の督促をします。
- ③ 年末調整後に誤りが見つかった場合、再調整もできます。

●法定調書（源泉徴収票など）の作成と提出

- ① 源泉徴収票1通を1月31日までに従業員本人に

そのほかの主な改正点は次のとおり

- ① 国際観光旅客税（仮称） 出国1回あたり1000円の創設（2019年1月7日までの旅行契約分は適用外）
- ② 森林環境税（仮称） 1人年10000円徴収の創設（2024年から）
- ③ たばこ税を2018年10月から3年程度かけて1本あたり3円増税、加熱式たばこの税率を5年かけて段階的に引上げ
- ④ 相続税の小規模宅地等の特例の見直し
- ⑤ 自営業者等の青色申告特別控除を55万円に引き下げ、電子申告利用で10万円上乗せ

交付します。

- ② 平成29年中の給与等の支払額が150万円を超えている役員または役員だった人、同じく年間支払額が500万円を超える一般従業員について、源泉徴収票1通を税務署に提出します。
- ③ 給与支払報告書は、複写分と併せて2通とも平成30年1月1日現在の住所地の市町村に提出します。必要に応じて退職所得の源泉徴収票も市町村に提出します。
- ④ ②で作成した源泉徴収票と法定調書をまとめた合計表を作成し、1月31日までに税務署に提出します。
- ⑤ 電子申告にて簡略に処理を終えることもできますので担当者にご相談下さい。

自治体から送られる特別徴収税額通知書
マイナンバー表示は中止されました

昨年、自治体からマイナンバーが記載された特別徴収税額通知書を一方的に送られましたが、情報漏えいや事業者の管理負担が重くなるなどの抗議が殺到し、1年でマイナンバー表記が中止されました。



●扶養控除等（異動）申告書の受理とチェック

1月の給与計算に先立って、平成30年分の扶養控除等（異動）申告書を従業員に配布し、必要事項を記入して提出してもらいます。

2ヶ月以内の短期雇用者でも、契約延長や再雇用により2ヶ月を超えて働く見込みがある場合でも、これを提出しておけば源泉徴収税額表の甲欄を適用することができます。

受領した申告書から、1人別源泉徴収簿（貸金台帳）に税額表の適用区分、扶養親族の人数などを転記します。

●償却資産申告書の提出

固定資産税は、その年の1月1日現在に所有している土地・家屋・償却資産に課税される市町村税です。

このうち、償却資産は、所有者から提出された償却資産申告書に基づいて課税されます。提出期限は1月31日です。

固定資産税が高すぎる！大阪地方裁判所が判決

大阪市が独自に定める固定資産税の計算ルールを巡り、大阪地裁は12月19日、計算方法の一部を違法と認定し、取りすぎていた税額を返還するよう命じる判決を下しました。同じルールに沿って税額を計算された建物は市内に無数にあるとみられ、今後同様の返還請求が多く起こされることも予想されます。

固定資産税の税額を計算する基礎となる評価額は、原則として国が規定した「固定資産評価基準」が用いられます。しかし実際の運用には自治体ごとのローカルルールが用いられることも珍しくなく、大阪市も1979年から、建物の基礎工事で使われるくいの高さや太さに応じた独自の補正率を採用しています。

判決では、大阪市の独自の計算ルールについて「合理的な根拠がない」として、計算方法の一部を地方税法に反すると認定。過徴収した税額の全額返還を命じた上で、国家賠償法の時効である20年を超える分は棄却されました。

固定資産税は自治体が税額を算定して納付書を送付する「賦課課税方式」を採用していますが、近年になって過徴収が全国で発覚したことから、自身に課された税額を改めて確認する納税者が増えていきます。長年にわたって運用されてきた自治体の独自ルールに疑問を提起する動きは今後も増えそうです。

固定資産税が高いと考えてらっしゃる方はご検討も一考です。

ダイレクト納付制度の仕様変更 複数口座の利用が可能に

ダイレクト納付は、予め税務署に預金口座を登録すれば、e-TAXを利用して申告に際して即日又は日を指定して納税手続きができる制度。

この制度が2018年1月4日以降、複数口座を登録し、使い分けることができるこ

はずれ馬券は必要経費(最高裁)

競馬のはずれ馬券は必要経費にならないとする国税側の判断に、最高裁は12月15日、国税側の主張を棄却する判断を示しました。

馬券の払戻金は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として、雑所得に当たると解するのが相当と判示。さらに、一連の馬券の購入により利益を得るためには、外れ馬券の購入は不可避だったとも指摘。その上で、外れ馬券の購入代金は、当たり馬券の払戻金を得るため直接に要した費用として、所得税法が定める必要経費に当たると判示しました。結局、裁判官全員一致で、国税の上告を棄却する判決を言い渡して、納税者勝訴で事件は確定しました。

とになります。

利用する場合は、口座ごとに利用開始届出書を提出する必要があります。すでに利用中の場合は追加分の届出が必要です。

ただし、金融機関によっては同一金融機関内で複数口座の登録(例えば、普通預金と当座預金)を認めていないところもあるので、注意が必要です。

判断のポイントには継続反復して回収率100%を超えるための行為が認定された点です。週に1回程度重賞レースだけを狙っているだけではこれに当たらないという点が注意点です。

なお、雑所得の損失は他の所得と通算できませんが、雑所得内での通算は可能です。例えば、年金、講演料、著作料、先物取引の所得などは雑所得になるので、これらの所得との通算は可能です。

今回の判決はインターネットを利用した馬券購入システムを利用しているため、馬券の購入履歴は明確になりました。くれぐれも競馬場ではずれ馬券を集めてきて、「損をした」といっても、自分が買ったものと証明できないので注意してください。



本年もお願です。

旧年中は税理士やスタッフの退職に伴う担当交代など大変ご不便をおかけしました。おかげさまで事務所体制の見直しなど順調に進めることができました。

新年も事務所一丸となって一層猛進する所存です。引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

変化を前倒しする税制改正大綱

昨年末に発表された税制改正大綱は、平成35年（2023年）から実施される消費税の適格請求書発行制度の地ならし的な施策を感じます。

現行の消費税は帳簿方式で計算し、転嫁の有無にかかわらず、帳簿上の取引をすべて消費税法に定める基準で計算した額を納税または還付される制度を採用しています。

適格請求書発行制度は、法定要件に適合した請求書等（インボイス）を発行する義務を負い、仕入れ税額控除は適格請求書が手元に残っている分だけになります。

インボイスを導入している国では、事業主はインボイス情報を毎月国税庁に電子申告する義務を負います。電子申告には取引相手の番号記載が義務付けられ、存在しない番号の取引は税額控除を認めないとされています。

税制改正大綱は、個人事業者は電子申告しなければ青色申告控除65万円が55万円に引き下げられる案、法人は平成31年から電子申告を義務付ける案が示されています。すでに番号制度が導入されており、適格請求書発行制度にむけて準備が着実に進められています。

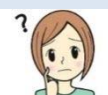
今後、制度変化にむけた実務対応が予想されますので、当事務所からのお知らせに十分ご注意ください。どうぞよろしくお願いいたします。（疋田英司）



戌

Q&A コーナー

先代名義の土地を売りたい
どうすればいい？



先祖から引き継がれてきた土地を、処分しようと考えています。しかし、先代の名義のままなので処分できません。どうすればよいでしょうか？

相続人を特定し、登記しなくては譲渡できません

登記名義人が死亡している場合、その相続人が分割協議をして相続人名義に登記しなければ処分できません。

何世代も相続登記をしていない場合は、その相続人を捜索することも困難となり、行方不明の場合など裁判所で失踪宣告を受けるまで7年かかる場合もあり、早期に対策をする必要があります。

3000万円控除を使えるか？

また、税制改正により被相続人が居住していた空家住宅を処分する場合、一定の条件に適合すれば3000万円の特別控除を受けることができます。しかし、被相続人が居住していても、不動産が被相続人名義でなくてはなりません。

注意しなくてはならないのは、先代名義の不動産を、遺族が協議して被相続人が過去に相続したことにできないということです。分割協議で名義人になれるのは、分割協議の時点で相続権のある相続人だけだからです。

また、換価分割で特定の相続人が代表して名義変更して、売却してから代金を分配する場合、その旨がわかる分割協議書を作成する必要があります。売却を予定している場合は、慎重に取り組んでください。